

【令和8年度】 非課税区分表 +  $\alpha$

個人住民税・森林環境税共に非課税	扶養0人	扶養1人	扶養2人	本人該当 (障, 寡, ひ, 未)	扶養3人	扶養4人
所得金額	415,000 円	919,000 円	1,234,000 円	1,350,000 円	1,549,000 円	1,864,000 円
収入金額 (給与のみ)	1,065,000 円	1,569,000 円	1,884,000 円	2,043,999 円	2,327,999 円	2,779,999 円
収入金額 (年金のみ) 【65歳未満】	1,015,000 円	1,592,001 円	2,012,001 円	2,166,667 円	2,432,001 円	2,852,001 円
収入金額 (年金のみ) 【65歳以上】	1,515,000 円	2,019,000 円	2,334,000 円	2,450,000 円	2,649,000 円	2,964,000 円

個人住民税のみ 非課税	扶養0人	扶養1人	扶養2人	本人該当 (障, 寡, ひ, 未)	扶養3人	扶養4人
所得金額	420,000 円	929,000 円	1,249,000 円	1,350,000 円	1,569,000 円	1,889,000 円
収入金額 (給与のみ)	1,070,000 円	1,579,000 円	1,899,000 円	2,043,999 円	2,355,999 円	2,815,999 円
収入金額 (年金のみ) 【65歳未満】	1,020,000 円	1,605,334 円	2,032,001 円	2,166,667 円	2,458,667 円	2,886,667 円
収入金額 (年金のみ) 【65歳以上】	1,520,000 円	2,029,000 円	2,349,000 円	2,450,000 円	2,669,000 円	2,989,000 円

個人住民税所得割のみ非課税	扶養0人	扶養1人	扶養2人	扶養3人	扶養4人	被扶養の範囲
所得金額	450,000 円	1,120,000 円	1,470,000 円	1,820,000 円	2,170,000 円	580,000 円
収入金額 (給与のみ)	1,100,000 円	1,770,000 円	2,215,999 円	2,715,999 円	3,215,999 円	1,230,000 円
収入金額 (年金のみ) 【65歳未満】	1,050,000 円	1,860,001 円	2,326,667 円	2,793,334 円	3,260,001 円	1,180,000 円
収入金額 (年金のみ) 【65歳以上】	1,550,000 円	2,220,000 円	2,570,000 円	2,920,000 円	3,270,000 円	1,680,000 円

65歳以上	65歳未満
S36.1.1 以前	S36.1.2 以降
( ~ 1961.1.1 )	( 1960.1.2 ~ )

令和4年4月1日以後、民法上の未成年の基準が18歳に引き下げられた。

老人扶養(70歳以上)	一般扶養	特定扶養(19歳以上23歳未満)	一般扶養	年少扶養(16歳未満)	未成年(18歳未満)
~ S31.1.1	S31.1.2 ~ H15.1.1	H15.1.2 ~ H19.1.1	H19.1.2 ~ H22.1.1	H22.1.2 ~	H20.1.3 ~
( ~ 1956.1.1 )	( 1956.1.2 ~ 2003.1.1 )	( 2003.1.2 ~ 2007.1.1 )	( 2007.1.2 ~ 2010.1.1 )	( 2010.1.2 ~ )	( 2008.1.3 ~ )

\*控除対象配偶者・扶養親族に係る年齢(障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除及び勤労学生控除)の判定は前年の12月31日が基準

\*納税義務の有無(住所、家屋敷等、障害者、未成年者、寡婦、ひとり親及び生活保護法の規定による生活扶助非課税)に係る判定は1月1日が基準